

マンションの役員立候補に理事会の承認を要する規約の効力と不承認の不法行為責任

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 平成 31 年 4 月 17 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 4039 号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 建物の区分所有等に関する法律 25 条・30 条・49 条・50 条

【掲 載 誌】 判時 2468・2469 号合併号 5 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25568887

大阪市立大学准教授 吉原知志

事実の概要

平成 27 年 6 月 14 日、本件マンション（管理組合法人が設立されている）の臨時総会で、役員の立候補者の選出には理事会の承認を必要とする旨の管理規約の改正がされた（本件改正条項）。さらに同日、修繕積立金の値上げ議案も承認された。本件マンションの区分所有者である X らは、修繕積立金の値上げに反対し、本件管理組合に役員に立候補する届出をするとともに、本件マンションの理事であった Y らを中傷・批判するビラを幾度にもわたり全戸に配布するなどした。Y らが X らを役員の立候補者として承認しない旨の理事会決定（本件決定）をしたのに対し、X らは役員立候補権が侵害されたと主張して、共同不法行為に基づく損害賠償（慰謝料および弁護士費用）の請求をした。なお、本件改正条項は本件決定後の平成 29 年 7 月 22 日の臨時総会で削除されている。

第一審（東京地判平 30・7・31）は、本件改正条項は役員候補者の適性について理事会の広範な裁量に委ねる趣旨であって、本件決定にその逸脱・濫用はないとして請求を棄却した。

判決の要旨

「3 争点（1）（本件決定による権利侵害ないし違法性の有無）について

……本件改正条項……の趣旨が、承認をするかどうかについて理事会に広範な裁量を与えるものであるとすると、本件管理組合の規約において、一方では組合員である区分所有者に役員への立候補を認めながら、他方で特定の立候補者について

理事会のみの判断によって、立候補が認められず、集会の決議によって役員としての適格性が判断される機会も与えられないという事態が起こり得るから、役員への立候補に関して区分所有者間の利害の衡平を害するものであって（同時に、選任者である区分所有者の議決権の行使を妨げるという意味でも、区分所有者間の利害の衡平を害することになる。）、区分所有法 30 条 3 項に反するものといわざるを得ない。そうすると、本件改正条項は、明示されてはいないものの、成年被後見人等やこれに準ずる者のように客観的にみて明らかに本件管理組合の理事としての適格性に欠ける者……については、理事会が立候補を承認しないことができるという趣旨であると解され、その限度で本件改正条項は有効であるというべきである。

そして、理事会が上記の裁量の範囲を逸脱して、立候補を認めない旨の決定をした場合には、それによって、少なくとも、当該立候補者が有する人格的利益（役員としての適格性の是非を、集会において区分所有者によって、判断されて、信任・選任されるという利益）を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。

この点、Y らは、X らの主張する立候補権は、本件管理規約という団体内部の規律を定める内部規範で定められた制度を前提とするものであり、その制限について当不当の問題はあっても、対外的に不法行為責任が問題となるような法律上保護される利益を基礎付けるものではないとか、……本件決定はその裁量の範囲内で行われたものであって違法性はない旨主張するが、上記説示したとおりであって、採用することはできない。

（2）本件において、X らが、その立候補の時点

において、上記のような成年被後見人やこれに準ずる者のように客観的に明らかに理事としての適格性を欠いていたと認めるに足りる証拠はない。したがって、本件決定は、客観的には、上記の理事会に与えられた裁量権の範囲を逸脱するものであって、Xらの法的利益を侵害する違法なものであったと認められる。

4 争点 (2) (Yらの過失の有無) について

〔Xらは、Yらの過失について、(1) 合議制機関である理事会の「組織過失」を問題とすれば足り、個々の理事の過失の立証は不要であるとの主張を前提に、3種の注意義務違反、すなわち、(2) 本件改正条項を条理に則して解釈し、立候補者が成年被後見人等やこれに準ずる程度に役員としての適格性に欠ける者である場合に当たるかを判断する注意義務、(3) 本件改正条項の制定経緯に照らし、理事会の円滑な職務執行を図る必要などの観点から判断する注意義務、(4) Xらを一括して判断するのではなく個別の意見を確認する注意義務の各違反があると主張した。本稿では(1)と(2)のみ取り上げる。〕

(1) 本件決定は、……理事会の決議としてされたものであるものの、……合議体の組織過失を論じれば足りるということではできず（国家賠償法1条1項について、そのように論じられているとしても、原則として個人責任が問われることのない同法上の責任と、理事個人の責任を論じる本件の場合とを同視することはできない。）、Yらのそれぞれについて過失があったか否かについて検討すべきである。

(2) ……本件決定は、客観的には、理事会の裁量権の範囲を逸脱したものであって、違法であったといわざるを得ない。

しかしながら、……本件改正条項においては、理事会が立候補者を役員候補者とするものの承認をするか否かについての基準について明示されておらず、理事会の裁量を制限するような定めはないこと、本件決定の時点では、この条項が上記の趣旨の規定であることが裁判等によって明らかにされていたものではないこと、Yらは、本件マンションの区分所有者であることから理事になったものであって、いずれも、法律やマンション管理について専門知識を有するものではなく、また、理事としての報酬も多額ではないことに照らすと、Yらにおいて、本件改正条項によって理事会に対して一定の（実際に与えられたものより広範

な）裁量権が与えられており、立候補者に上記のような客観的に明らかな欠格事由が存在する場合でなくとも、承認しないことができると考えたことはやむを得ないものであり、Yらに、Xらの主張する注意義務……に違反した過失があるということではできない。

(3) 〔Xらの不穏当な配布行為に着目して不承認としたことは、本件改正条項が理事会の円滑な職務執行を図ることを趣旨にしていたことに照らして相応の根拠があり過失があるとはいえない。〕

(4) ……

(5) その他、Yらが求められる注意義務に反して本件決定を行ったと認めるに足りる証拠はなく、Yらに過失があるということではできない。〕

判例の解説

一 本判決の特色

本判決は、①役員への立候補に理事会の承認を必要とした管理規約の定めを一定の範囲でのみ有効とした上で、②本件理事会の候補者不承認決定には裁量権の逸脱・濫用があるとしつつ、③個別の理事の過失は否定することで、不承認とされた区分所有者らに対する不法行為責任は否定した。本判決を構成する①～③の要素のうち、①はこれまでに議論の乏しかった管理規約の解釈を示すものである¹⁾。②・③は本件の事情に即した事例判断ではあるが、多くの論点があり検討に値する。また、本判決は、裁量権の逸脱・濫用自体を否定した第一審とは異なって、①・②で行為の違法性を認定しながら③で過失を否定するという法律構成をとっており、この点も検討の価値がある。

二 管理規約の有効性

本判決は、本件改正条項を「成年被後見人等やこれに準ずる者のように客観的にみて明らかに本件管理組合の理事としての適格性に欠ける者」を理事会が不承認とできる限りで有効とする限定解釈を行った。

本判決は限定解釈の趣旨として、区分所有法30条3項を根拠としつつ、そのように解しないと立候補および議決権行使に関する「区分所有者間の利害の衡平を害する」ことを挙げる。同項は、分譲業者が作成する原始規約の民法90条違反性をめぐる裁判例の集積を念頭におきつつ、その考

慮要素を具体化するために 2002 年改正で設けられた規定であり、同項の違反は規約の無効を導く²⁾。本件改正条項は役員の公正な選任を妨げる危険性が高く、同項を根拠に統制を図る必要性が認められる。他方で、理事会の運営の円滑化のために候補者を適正な者に絞る必要性も認められる。本判決は、双方の事情を衡量して、規約を上記の限りで有効と解したものと見られる。その際、成年被後見人を欠格者の例示としており、当時の標準管理規約 36 条の 2 の欠格事由が参照されたと見られるが、同条はマンションの外部者を役員に選任する第三者管理を想定した規定である。本判決が自主管理の事案でも同条を参照したのは、理事会が不承認にできる場面を客観的に明白な事情がある場面に限定して権限の濫用を防ぐ趣旨と思われ、基本的に、欠格事由の制度形成の幅はごく僅かにしか認めない趣旨と思われる。なお、同条自体は 2021 年に改正されている³⁾。

本判決は不法行為責任を否定しているのでこの判断は傍論となるが、同様の規約に対する無効確認請求事件などで参照される価値がある。

三 裁量権の逸脱・濫用と法益侵害

本判決は、理事会は上記の本件改正条項の限定解釈の範囲でのみ裁量権を有し、その逸脱・濫用があった場合には「当該立候補者が有する人格的利益」を侵害するとした。不法行為法上の違法性を肯定するためには被害者の法益侵害が認められる必要があること⁴⁾に配慮した判示と見られる。

区分所有者に役員に立候補する権利が保障されているかは、法律上明確でない⁵⁾。本判決が示す人格的利益はこれを意味するようにも見えるが、立候補権が保障されるとして、理論上は区分所有者の資格の一つと位置付けるべきだろう。なぜなら、役員の選任の仕方はマンション管理の考え方によって変わるので⁶⁾、規約の内容によらない一般的な権利として認めることは不適切だからである。また、人格的利益は保護の外縁が明らかでなく、その侵害自体が行為態様との相関判断とされており⁷⁾、立候補制限を受けた者に常にその侵害が認められるとは限らない。理事会の権限の逸脱・濫用の有無を人格的利益の侵害の有無と相関させて判断するのであれば、結果的に、権限の適切な枠付けとならないおそれがある。

以上のように解せば、基本的に、上記の欠格事

由に該当しない者が立候補の制限を受けた場合、法益侵害を認めることができる。

四 過失

1 組織過失

本判決は、個別の理事でなく理事会としての過失を問えば足りるとする「合議体の組織過失」の主張を斥けるに際し、公務員の個人責任が否定される国家賠償責任とは違うとする。組織過失は元々、組織の指導的地位にある構成員が、直接に法益を危殆化する行為をしていなくても、組織編成義務の違反などがある場合に、なお過失を認めるために登場した概念である⁸⁾。その帰結として、過失行為を行った構成員の匿名化が国家賠償責任の領域で顕著に見られる⁹⁾。しかし、民事法の領域でも企業の不法行為責任などで同様の解釈が試みられている¹⁰⁾。本件では、組織体自体や指導的地位にある構成員の責任が問題となっているわけではない点で組織過失の理論を用いる必要がなかったことを指摘すれば足りたであろう。

2 専門知識・報酬と注意義務の関係

本判決は、Yらは、法律やマンション管理の専門家でなく、報酬も多額でないことから裁量を広範に解したことはやむを得ないとした。同様の考慮を示す裁判例が散見されるが¹¹⁾、この部分には慎重な考察を要する。

一般に、非営利団体の非専門家・無報酬の役員の責任軽減を図る根拠について、非営利団体の運営に携わる者を保護することで非営利団体の活動を活発化させることが指摘されている¹²⁾。その一方で、無償性を根拠として不法行為責任を軽減することについては、不法行為理論からの説明がつきにくいことも指摘されている¹³⁾。本件のような人格的利益の侵害事案について、非専門家であり報酬が多額でないことから直ちに責任軽減を導けるかは疑わしく思われる。

本判決のこの点に関する判断は、あくまで違法性の認識可能性についてのものと読むべきである。行為者は法を知って行動すべきものである。法の不知や誤解によって行為に及んだとしても過失は否定されない。しかし、過失の本質は、違法な結果の発生を予期して、これを回避するための適切な措置を講ずる注意を欠くことにあり、違法性の意識がなければ注意の前提を欠くといえ

る。そこで、法令の解釈に争いがあるなど法の誤解にやむを得ない事情がある場合には、違法性の認識可能性を欠いて例外的に過失が阻却される¹⁴⁾。Yらが本件決定に及んだ前提には本件改正条項の解釈の誤りがあるところ、Yらには本件改正条項を正しく解釈するための専門知識がなく、またその調査を期待するだけの報酬も得ていない。Yらの専門知識・報酬に関する事情は、以上の限りで考慮されたものと見るべきである。

五 違法性と過失の判断構造

違法性と過失の関係には議論があるが、本判決は、裁量的な権限行使の当否が問題となった事案で行為の違法性を認めつつ過失を否定した点で特徴的である。同様の判断構造は、国家賠償法や会社法の領域で散見される。それらの領域では、職務権限を有する者（公務員、役員）が職務上遵守すべき規範に反した行為をした場合に、①当該規範の違反自体が違法性を表し、過失は当該者の主観的事情から別に判断する立場と、②当該者が職務上尽すべき注意を尽くしていなかったことが違法性であると解し、過失を根拠付ける事情もその中に解消されると見る立場があり、③の立場では違法性と過失の判断は分かれうる。

国家賠償法では、事案に応じて判例は様々だが、①の構成の意義として、行為の違法性を明確にすることで行政庁の職権取消しを促し、同法の制裁、違法行為抑止、違法状態排除の各機能を発揮させることが指摘されている¹⁵⁾。本件でも、民法上の違法性概念ではあるが、本件改正条項の限定解釈と本件決定の違法性を示すことで、同様の理事会運営を抑止する効果が期待できる。

六 本判決の評価

本判決が本件改正条項の不適切性を明確にしたことは、規約による立候補制限の余地を厳格に解し、理事会の運営を枠付けるために意義があったと思われる。また、Yらの民事責任を否定したことも、本件決定がXらの不穏当なビラ配布行為に対する対抗措置であったことを考えると、相当な判断と思われる¹⁶⁾。

ただし、以上を導くために過失の認定にはやや負荷がかかった印象をもつ。本判決の示すように理事会の不承認によってXらの人格的利益が侵害されるのだとすれば、その違法性を認識するため

に専門知識が必要だったかには疑問が残る。本件決定が違法であることを前提とするなら、端的に過失を認めた上で、過失相殺によって大幅な減額をすることも考えられただろう。また、本件のYらとしては、Xらの業務妨害行為が耐え難いものであるなら、役員の選任で対抗するのでなく、区分所有法 57 条 1 項に基づく差止請求¹⁷⁾を行使することが正攻法だったと考えられる。

●——注

- 1) 判時 2468・2469 合併号 6 頁。
- 2) 稲本洋之助ほか『コンメンタールマンション区分所有法〔第 3 版〕』（日本評論社、2015 年）187 頁。
- 3) 国土交通省 HP「マンション標準管理規約（単棟型）及び同コメントの改正点（令和 3 年 6 月）」。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」策定に伴う見直しと見られる。
- 4) 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974 年）36 頁、窪田充見『不法行為法〔第 2 版〕』（有斐閣、2018 年）96 頁参照。
- 5) 規約の定めにかかわらず「会議の一般原則」から役員選任集会当日の立候補が可能とするものとして、中村宏ほか『マンション管理組合のトラブル相談 Q&A』（民法法研究会、2019 年）234 頁。また、区分所有法 34 条 3 項の集会招集請求権に基づき自らを役員とする議案提出は可能である。佐藤元氏（弁護士）よりご教示を受けた。
- 6) 標準管理規約は、2016 年改正で第三者管理促進の方向性を打ち出している。
- 7) 窪田充見編『新注釈民法(15)』（有斐閣、2017 年）300 頁 [橋本佳幸]。
- 8) 潮見佳男「ドイツにおける組織過失の理論」林良平献呈『現代における物権法と債権法の交錯』（有斐閣、1998 年）191 頁参照。
- 9) 潮見・前掲注 8）203 頁、宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第 7 版〕』（有斐閣、2021 年）445 頁。
- 10) 窪田・前掲注 4）77 頁。
- 11) 善管注意義務についてであるが、東京地判平 24・7・6LEX/DB25495627。
- 12) 松本浩平「非営利活動と不法行為責任（2・完）」島法 45 巻 1 号（2001 年）178 頁、松元暢子『非営利法人の役員の信認義務』（商事法務、2014 年）425 頁。
- 13) 橋本佳幸「非営利法人と不法行為責任」NBL1104 号（2017 年）41 頁。
- 14) 豊澤佳弘「判解」最判解民事編平成 12 年度（下）613 頁、639 頁注 41。
- 15) 宇賀・前掲注 9）472 頁。
- 16) 本件と同一事件で管理会社が被告とされた東京地判令 2・12・4LEX/DB25586809 は、本判決を踏襲している。
- 17) 最判平 24・1・17 判時 2142 号 26 頁参照。